

○潟上市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

平成29年3月13日

告示第24号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 訪問型サービス

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条—第40条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条—第43条）

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針（第44条）

第2節 人員に関する基準（第45条・第46条）

第3節 設備に関する基準（第47条）

第4節 運営に関する基準等（第48条・第49条）

第4章 通所型サービス

第1節 基本方針（第50条）

第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）

第3節 設備に関する基準（第53条）

第4節 運営に関する基準（第54条—第62条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第63条—第66条）

第5章 通所型サービスA

第1節 基本方針（第67条）

第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準等（第71条—第73条）

第6章 その他（第74条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における同項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業のうち、指定事業者が行う、訪問型サービス、訪問型サービスA、通所型サービス、通所型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問型サービス 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当する事業をいう。
 - (2) 訪問型サービスA 訪問型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を緩和した基準により行う事業をいう。
 - (3) 通所型サービス 旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当する事業をいう。
 - (4) 通所型サービスA 通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を緩和した基準により行う事業をいう。
 - (5) 指定事業者 法第115条の45の3第1項の指定を受けた事業所であって、訪問型サービス、訪問型サービスA、通所型サービス又は通所型サービスA（以下「指定第1号事業」という。）を行うものをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この告示で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。
- (事業の一般原則)
- 第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定事業者は、指定第1号事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定事業所は、指定第1号事業を運営するに当たっては、渋上市暴力団排除条例（平成

24年潟上市条例第2号) 第3条の規定による基本理念に基づき、指定第1号事業の実施について暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除の施策に協力するよう努めるものとする。

(対象者)

第4条 指定第1号事業の対象者(以下「対象者」という。)は、法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者又は潟上市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年潟上市告示第22号)第6条第1項第2号に規定する事業対象者(以下「事業対象者」という。)とする。

第2章 訪問型サービス

第1節 基本方針

第5条 訪問型サービスは、その利用者が、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第6条 訪問型サービスを行う者(以下「訪問型サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「訪問型サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、訪問型サービスと指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合であっては、当該事業所における訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の

員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（平成24年厚生労働省告示第180号で定めるサービス提供責任者をいう。）であって、専ら訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年潟上市条例第3号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第8条1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している訪問型サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合であっては、当該訪問型サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスと指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(管理者)

第7条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

- 第8条 訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスと指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営される場合については、指

定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該訪問型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したもの交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電

子情報処理組織をいう。

5 訪問型サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問型サービス事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た訪問型サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合には、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 訪問型サービス事業者は、正当な理由なく訪問型サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 訪問型サービス事業者は、当該訪問型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの提供を求められる場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 訪問型サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第13条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうか確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請

が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 訪問型サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第14条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年潟上市条例第4号）第24条第3項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第15条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支援費を受けるための援助）

第16条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出こと等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第17条 訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合には、当該計画に沿つ

た訪問型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条 訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスを提供した際は、当該訪問型サービスの提供日及び内容、当該訪問型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業費支給の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型サービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該訪問型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問型サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスの内容、費用の額その他必要

と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第24条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供者の責務)

第26条 訪問型サービス事業所の管理者は、当該訪問型サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 訪問型サービス事業所の管理者は、当該訪問型サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図ること。
 - (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第27条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第28条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとして、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第29条 訪問型サービス事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスを提供できるよう、訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所ごとに、当該訪問型サービス事業所の訪問介護員等によって訪問型サービスを提供しなければならない。
- 3 訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第30条 訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第31条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の

概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第32条 訪問型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問型サービス事業者は、当該訪問型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 訪問型サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第35条 訪問型サービス事業者は、提供した訪問型サービスに係る利用者及びその家族から苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問型サービス事業者は、提供した訪問型サービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問型サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 訪問型サービス事業者は、提供した訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 訪問型サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第36条 訪問型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第37条 訪問型サービス事業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 訪問型サービス事業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第38条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービスの会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第39条 訪問型サービス事業者は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問型サービス事業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問型サービス計画
- (2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第24条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第40条 事業者は訪問型サービスを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の1月前までに市長へ届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問型サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該訪問型サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(訪問型サービスの基本取扱方針)

第41条 訪問型サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 訪問型サービス事業者は、自らその提供する訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 訪問型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型サービスの具体的取扱方針)

第42条 訪問介護員等の行う訪問型サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その他置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏

まえて、訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス計画を作成するものとする。

- (3) 訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画を作成した際には、当該訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問型サービスの提供に当たっては、訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービス提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービス事業の提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問型サービス計画書の変更について準用する。

（訪問型サービスの提供に当たっての留意点）

第43条 訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、

次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 訪問型サービス事業者は、サービス提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメント(潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第32条第1項第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 訪問型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針

第44条 訪問型サービスAは、利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その状態等を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第45条 訪問型サービスAを行う者（以下「訪問型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「訪問型サービスA事業所」という。）に置くべき従事者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は事業者において行う市が指定する内容の研修を修了した者をいう。）の員数は、常勤換算方法で、1以上とする。

- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、前項の従事者のうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者であって、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等に従事することができる。

5 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は訪問型サービスの指定を受け、訪問型サービスA及び指定訪問介護又は訪問型サービスが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第46条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第47条 訪問型サービスA事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は訪問型サービスの指定を受け、訪問型サービスA及び指定訪問介護又は訪問型サービスが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準等

(個別計画の作成)

第48条 第45条第2項の訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画を作成するものとする。

2 訪問型サービスA計画を作成する場合においては、第42条に規定する訪問型サービス計画に係る取扱に準じるものとする。

(準用)

第49条 第9条、第12条、第14条、第15条、第17条から第25条まで、第27条、第30条、第32条、第34条から第37条及び第40条の規定は、訪問型サービスAについて準用する。この場合において、「訪問介護員等」とあるのは、第45条に規定する「従事者」を含むものとする。

第4章 通所型サービス

第1節 基本方針

第50条 通所型サービスは、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第51条 通所型サービスを行う者（以下「通所型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「通所型サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 通所型サービスの提供日ごとに、当該通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 通所型サービスの単位ごとに、専ら当該通所型サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 通所型サービスの単位ごとに、当該通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該通所型サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、通所型サービスと指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型サービス又は指定通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合は1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該通所型サービス事業所の利用定員（当該通所型サービス事業所において同時に通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節

までにおいて同じ。) が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所型サービスの単位ごとに、通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができます。

- 3 通所型サービス事業者は、通所型サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員をいう。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該通所型サービス事業に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合には、他の通所型サービスの単位の介護職員として従事できるものとする。
- 5 前各項の通所型サービスの単位は、通所型サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所型サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 当該通所型サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を受け、通所型サービス及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第52条 通所型サービス事業者は、通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第53条 通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該通所型サービスの用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 通所型サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を受け、かつ、通所型サービスと指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第54条 通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該通所型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前各号に掲げるもののほか、通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 通所型サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第55条 通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス事業所の従事者の管理及び通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス事業所の従事者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第56条 通所型サービス事業者は、通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所型サービスの利用定員
- (5) 通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第57条 通所型サービス事業者は、利用者に対し適切な通所型サービスを提供できるよう、通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 通所型サービス事業者は、通所型サービス事業所ごとに、当該通所型サービス事業所の従業者によって通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 通所型サービス事業者は、通所型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第58条 通所型サービス事業者は、利用定員を超えて通所型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第59条 通所型サービス事業者は、通所型サービス事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、災害、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び勤務体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第60条 通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービス事業者は、当該通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第61条 通所型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 通所型サービス事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所型サービス計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録

(3) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第62条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から38条及び第40条の規定は、通所型サービスについて準用する。この場合において、第9条中「第27条」とあるのは「第56条」と、「訪問型サービス」は「通所型サービス」と、「訪問

介護員等」とあるのは「通所型サービス従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所型サービスの基本取扱方針)

第63条 通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 通所型サービス事業者は、自らその提供する通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 通所型サービス事業者は、通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 通所型サービス事業者は、利用者がその能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 通所型サービス事業者は、通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所型サービスの具体的取扱方針)

第64条 通所型サービスの方針は、第50条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型サービスの提供に当たっては主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- (5) 通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成した際には、当該通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所型サービスの提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいようい説明を行うものとする。
- (8) 通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスの計画の実施状況（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービス計画の変更について準用する。

（通所型サービスの提供に当たっての留意点）

第65条 通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効果的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 通所型サービス事業者は、運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されてい

る等の適切なものにすること。

(3) 通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第66条 通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師に連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービス内容とするよう努めなければならない。
- 4 通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第5章 通所型サービスA

第1節 基本方針

第67条 通所型サービスAは、利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その状態等を踏まえながら、他者との交流や自立支援に資する通所サービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第68条 通所型サービスAを行う者（以下、「通所型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所型サービスA従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 通所型サービスAの単位ごとに、専らその職務に従事する生活相談員を

置かなければならない。ただし、事業所の業務上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 通所型サービスAの単位ごとに、専ら当該通所型サービスAの提供に当たる看護職員を置かなければならない。ただし、病院、診療所、訪問看護ステーション、同一法人が運営する通所介護事業所等と提供時間帯を通じて連携を図っている場合においては、この限りではない。
- (3) 従事者 通所型サービスAの単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる従事者が1以上、利用者の数が15人を超える場合であっては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
(管理者)

第69条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第70条 通所型サービスA事業者が当該事業を行う事業所は、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるものとし、その面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とするほか、通所型サービスAの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

- 2 通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者又は通所型サービスの指定を受け、通所型サービスA及び指定通所介護又は通所型サービスが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準等

(運営規程)

第71条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
(2) 従業者の職種、員数及び職務内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所型サービスAの利用定員
- (5) 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) その他運営に関する重要事項

(個別計画の作成)

第72条 第69条の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA計画を作成するものとする。

2 通所型サービスA計画を作成する場合においては、第64条に規定する通所型サービス計画に係る取扱いに準じるものとする。

(準用)

第73条 第9条、第12条、第14条、第15条、第17条、第18条、第20条、第22条、第24条、第25条、第32条、第34条から第37条、第40条、第54条、第55条、第58条から第60条の規定は、通所型サービスAについて準用する。この場合において、第9条中「第27条」とあるのは「第71条」と、「訪問介護員等」とあるのは、「通所型サービスA従業者」と読み替えるものとする。

第6章 その他

第74条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月14日告示第18号）抄

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。